

都道府県・指定都市社会福祉協議会 事務局長 様

社会福祉法人 全国社会福祉協議会 事務局長
〔公 印 略〕

「地域における公益的な取組」の現況報告書への記載の徹底について（依頼）

日頃より、本会の事業推進につきましてご尽力賜り深謝申し上げます。

さて、平成 28 年 4 月に施行された改正社会福祉法によって、すべての社会福祉法人に、「地域における公益的な取組」が責務化され、社協を含む社会福祉法人が制度や分野の垣根を超えて、多様化・複雑化する地域生活課題に対応すべく、幅広い実践を展開していくことが期待されています。

一方で、この「地域における公益的な取組」の責務化の背景には、社会福祉法人は、制度外の新たな地域生活課題への対応に消極的であり、非課税とされるにふさわしい国家や地域への貢献が不十分といった厳しい批判がありました。

今般、「第 26 回社会保障審議会福祉部会」（令和 3 年 1 月 25 日開催）において、平成 31 年 4 月 1 日時点における「地域における公益的な取組」の実施に関する現況報告書への記載割合が 53.8%であったことが公表されました。

現況報告書に記載がなければ、地域ニーズに応じたさまざまな取り組みを実施していても、社会福祉法人の責務である「地域における公益的な取組」を実施していない社協として見られかねません。

また、コロナ禍において、国と地方自治体ともに財政の急激な悪化が予想される中で、「地域における公益的な取組」の実施率が低いようであれば、社会福祉法人への課税議論が再燃しかねません。

つきましては、貴都道府県・指定都市内の市区町村社協に対して、令和 3 年度の現況報告書の提出に向け、「地域における公益的な取組」の記載をあらためて周知いただきますようお願いいたします。

記

1. 送付内容

- (1) 厚生労働省「第 26 回社会保障審議会福祉部会」（令和 3 年 1 月 25 日）資料 1 社会福祉法人制度改革の進捗状況について
- (2) 全社協「「地域における公益的な取組」の現況報告書への記載について（依頼）」（全社地発第 44 号 令和 2 年 6 月 18 日）

【問合せ先】

全国社会福祉協議会 地域福祉部（担当：岡崎、水谷）
〒100-8980 東京都千代田区霞が関 3-3-2 新霞が関ビル
TEL：03-3581-4655 / FAX：03-3581-7858
E-mail：z-chiiki@shakyo.or.jp